

# 平成22年度予算案における肝炎治療特別促進事業(変更点)

H22予算額(案) 180億円 ← H21予算額129億円

## 1. 自己負担限度額の引き下げ

H21 : 所得に応じ、1, 3, 5万円の自己負担限度額

**H22 : 原則1万円 (上位所得階層2万円)**

※上位所得階層= 市町村民税課税年額が23万5千円以上の世帯

## 2. 助成対象の拡大

H21 : インターフェロン治療のみ、助成対象

**H22 : B型肝炎の核酸アナログ製剤を助成対象に追加**

## 3. 制度利用回数の制限緩和

H21 : インターフェロン治療に係る制度利用は、1人につき、1回のみ

**H22 : 医学的にインターフェロン再治療が有効と認められる一定条件を満たす者について、2回目の利用を認める。**

# 肝炎治療促進のための環境整備

## ～平成22年度肝炎治療特別促進事業(案)～

B型・C型ウイルス性肝炎に対する  
インターフェロン治療 及び 核酸アナログ製剤治療への  
医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療 B型肝炎の核酸アナログ製剤治療
自己負担	原則 1万円 ただし、上位所得階層については、2万円
財源負担	国:地方=1:1
予算額	180億円
総事業費	360億円



**早期治療**